# 台東区電力の調達に係る環境配慮方針

令和3年11月19日 3台環環第987号

(目的)

第1条 本方針は、本区が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

## (環境に配慮した電力調達契約)

第2条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、本区が行う電力の調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、一般電気事業者及び特定規模電気事業者(以下「電気事業者」という。)の電力供給事業における環境配慮の状況について、「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

#### (適用範囲)

第3条 この方針は、本区が行う電力の調達契約の競争入札の全てに適用する。

#### (環境評価項目)

- 第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。
  - (1)二酸化炭素排出係数
  - (2) 未利用エネルギーの活用状況
  - (3) 再生可能エネルギーの導入状況

# (入札参加資格の要件)

- 第5条 入札参加資格の要件は、次のとおりとする。
  - (1) 前条に定める環境評価項目について、別表1「台東区電力の調達契約に関する環境 配慮項目評価基準(以下「評価基準」という。)」に示す配点により算定した評価点の 合計が70点以上であること。
  - (2)経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(平成28年1月制定)に示された電源 構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに 電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入 日から1年間に限って開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を明示することによ り、適切に開示したものとみなす。

(評価)

- 第6条 契約担当者は、電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者に様式1「台東区電力の調達契約に関する環境配慮項目報告書(以下「報告書」という。)を提出させるものとする。
- 2 入札に参加を希望する電気事業者は、第4条に定める環境評価項目を、別表1「評価基準」により算定し、その評価点等を報告書に記載し、申請期限までに提出するものとする。
- 3 契約担当者は、環境課長の審査により電気事業者から提出された報告書の内容が、前条 に掲げる要件を満たすと認められたときは、報告書を提出した電気事業者に入札参加資格 を付与するものとする。

## (委任)

第7条 本方針により定めるものの他、競争入札による電力調達に係る環境評価等について 必要な事項は、環境課長が別に定める。

#### 附則

- 1 この方針は、平成24年6月5日から施行する。
- 2 この方針は、平成27年1月9日から施行する。
- 3 この方針は、平成30年1月12日から施行する。
- 4 この方針は、令和3年11月19日から施行する。

## 台東区電力の調達契約に関する環境配慮項目評価基準

基本項目	区分	評価点
①前年度の lkwh あたりの調整後	0.000以上 0.425未満	7 0
二酸化炭素排出係数	0.425 以上 0.450 未満	6 5
(単位:kg-CO2/kwh) ※ 1	0.450 以上 0.475 未満	6 0
	0.475以上 0.500未満	5 5
	0.500 以上 0.525 未満	5 0
	0.525 以上 0.550 未満	4 5
	0.550 以上 0.575 未満	4 0
	0.575以上	3 5
②前年度の未利用エネルギーの	0.675%以上	1 0
活用状况 ※2	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③前年度の再生可能エネルギーの	5.00%以上	2 0
導入状況	3.00%以上 5.00%未満	1 5
*3	1.50%以上 3.00%未満	1 0
	0.00%超 1.50%未満	5
	活用していない	0

※1 1kwh あたりの調整後二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき、環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに個別に公表された調整後排出係数をいう。

#### **※**2

- (1)前年度の未利用エネルギーの活用状況とは、以下の方法により算出した数値をいう。
  - ①前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(kwh)を ②前年度の供給電力量(需要端)(kwh)で除した数値

## (算定方式)

前年度の未利用エネルギーの活用状況(%) = ①÷②×100

- (2) 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については、趣旨から考慮し含まない。)をいう。
  - ①工場等の廃熱又は排圧
  - ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下、「FIT法」という。)」第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)
  - ③高炉ガス又は副生ガス

- (3) 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混然する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
  - ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
  - ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
- ※3 前年度の再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の方法で算出した数値をいう(単位は全て kwh)。

次の①及び②に示した再生可能エネルギー電気の利用量(kwh)を③前年度の供給電力量(需要端)(kwh)で除した数値。

- ①前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量
- ②前年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気は除く)

#### (算定方式)

再生エネルギーの導入状況= (1)+2) ÷  $3\times100$ 

年 月 日

台東区長 あて

# 台東区電力の調達契約に関する環境配慮項目報告書

台東区が行う電力の調達契約の競争入札に参加したいので、「台東区電力の調達契約に関する環境配慮項目評価基準」により算定した評価点等について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

なお、この報告書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

#### 1 事業者の称号等

称号又は名称	
代表者職·氏名	
所在地	
問い合わせ先	
担当者名	
電話番号	

#### 2 環境配慮項目の数値及び評価点

基本項目	数值	評価点
①前年度の lkwh あたりの調整後二酸化炭素排出係数		
(単位:kg-CO2/kwh)		
②前年度の未利用エネルギーの活用状況		
(単位:%)		
③前年度の再生可能エネルギーの導入状況		
(単位:%)		
合 計		

#### 3 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ	
④その他( )	

(注)

- 1 数値欄及び評価点欄には、「台東区電力の調達契約に関する環境配慮項目評価基準」による算定方法により算定した数値及び評価点を記入すること。
- 2 記入した方法及び数値の根拠となる書類を添付すること。